

令和5年5月8日

会員事業所 各位

伊丹商工会議所

チェンバーズ共済「ス (あい)」

新型コロナウイルス感染症重症化リスクの高い方の宿泊療養・自宅療養(いわゆる「みなし入院」)に対する「病気入院見舞金」取扱い終了について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご理解とご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、当所では、新型コロナウイルス感染症における宿泊療養・自宅療養による入院(いわゆる「みなし入院」)を、当所生命共済制度に付加された独自給付制度「病気入院見舞金」の支払い対象とする取扱いを、2022年9月26日以降、「重症化リスクの高い方」を対象に継続して参りました。

今般、2023年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症について、特段の事情が生じない限り、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の「五類感染症」に位置づけるとの方針が政府から示されたことで、季節性インフルエンザと同等の位置づけとなり、同法上の「入院措置・勧告」「外出自粛」等の措置が適用されないことから、同日以降の「重症化リスクの高い方」を対象とした「みなし入院」時の「病気入院見舞金」の支払い対象とする取扱いを以下のとおり終了させていただきます。

本生命共済制度ご加入の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

謹白

記

- 2022年9月26日以降も、「重症化リスクの高い方」が医師により新型コロナウイルス感染症と診断され、自宅または宿泊施設にて療養をした場合、「病気入院見舞金」のお支払いの対象としておりましたが、この取扱いは 2023年5月7日(日)までとなり、5月8日(月)以降に新型コロナウイルス感染症と診断された場合はお支払いの対象外となります。

<参考> 新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払い範囲

ケース	診断年月日			
	2022年9月25日まで	2022年9月26日～ 2023年5月7日まで	2023年5月8日以降	
入院された場合	○お支払い対象			
自宅、宿泊施設 にて 療養された場合	重症化リスク の高い方(※)	○お支払い対象		<u>×お支払い対象外</u>
	上記以外の方	○お支払い対象	×お支払い対象外	×お支払い対象外

(※)以下の方をいいます。

・65歳以上の方 ・入院を要する方 ・重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与または新型コロナウイルス感染症罹患により酸素投与が必要な方 ・妊娠中の方

【お問い合わせ先】

伊丹商工会議所

事業管理課 共済制度担当 電話:072-775-1221

以上